

自己点検表（育成医療・更生医療：「指定訪問看護事業者等」）

主眼事項	着眼点	根拠法令等	自己点検結果		検査職員の所見等 (この欄は記載しないでください)	
			自己評価	取組状況等 (実施状況を簡潔に記載)	市評価	特記事項
基本方針	支給認定に係る障害者等の心身の障害の状態の軽減を図り自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、良質かつ適切な自立支援医療を行っているか。	法 61 省令 60 要領 1-4	適・否		適・否	
療養担当規程の遵守状況	受診者の訪問看護を正当な事由がなく拒んでいないか。	規程 2	適・否		適・否	
	医療受給者証が有効であることを確認した上で訪問看護しているか。	規程 3-1	適・否		適・否	
	訪問看護に関する諸記録に必要な事項を記載しているか。	規程 7	適・否		適・否	
	訪問看護及び訪問看護報酬の請求に関する帳簿等を完結の日から5年間保存しているか。	規程 8	適・否		適・否	
「人員体制、設備の整備状況」 「指定訪問看護事業者等」	指定自立支援医療機関の主たる医師の指示書に基づいて、適切な訪問看護等が行える事業者であるか。	要領 2-2	適・否		適・否	
	そのために必要な人員を配置しているか。	要領 2-3	適・否		適・否	
	対象となる訪問看護等には保健師等があたり、保健師等に変更があった場合はすみやかに届出を行っているか。	法 64 省令 62	適・否		適・否	
その他	自立支援医療費の請求は、適正に行っているか。	法 58 法 68-1-4 要綱（育成 4,6,更生 5,7）	適・否		適・否	
	負担上限月額が設定されている受診者等について、適切に自己負担の徴収をしているか、また、自己負担上限額管理票へ適切に記載をしているか。	通則 7-3,7-4	適・否		適・否	

法：障害者総合支援法

省令：障害者総合支援法施行規則

規程：指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（H18 厚告第 65 号）

通則：自立支援医療費支給認定通則実施要綱（H18 障発第 0303002 号通知 1）

要綱：自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定実施要綱（H18 障発第 0303002 号通知 2・3）

要領：指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（H18 障精発第 0303005 号通知）

上記のとおり報告します。

平成 年 月 日

医療機関・事業省名		所在地	松山市
電話番号		担当者名	